

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
かづの農業夢プラン 応援事業費補助金	補助対象作物を生産する認定農業者または認定就農者、農業者団体に対し、生産拡大に要する機械・設備等の導入経費の一部を助成 ＜補助対象作物＞戦略作物等（大豆、そば、野菜、葉タバコ、花き、果樹）、畜産（草地改良ほか） ※秋ごろに実施する次年度の要望調査において、導入予定内容等の提出が必要	補助率：5/12 以内（非農家出身の認定新規就農者は1/2 以内）	認定農業者等
新規就農者研修支援 事業奨励金	市内で独立して新たに農業に取り組もうとする方に対し、奨励金を交付 ＜対象者＞ 申請時の年齢が60歳未満で、研修終了後、市内就農が確実に見込まれる方	月額10万円 対象期間：6カ月以上1年以内	個人
フロンティア農業者 研修奨励金	新たに農業を始めるのに必要な技術を身につけるため、県農業研修センター等で研修する方に対し、奨励金を交付 ＜対象者＞ 申請時の年齢が50歳未満で、研修終了後、市内就農が確実に見込まれる方	月額10万円 ※市外の試験場等で研修する場合は、月額2万5千円を増額 対象期間：翌年4月から翌々年度末までの2年間	個人
農業法人化支援事業 補助金	地域に中心となる農業経営体の育成・確保のため、農業経営を法人化し、認定農業者等の経営改善を図ろうとする農家の法人設立に要した費用の一部を助成	補助率：1/2（上限10万円）	認定農業者等
農業法人経営フォ ローアップ事業補助 金	専門家による経営診断等に要する経費の一部を助成	補助率：1/2（上限10万円）	農業法人
農地集積協力金	対象期間内に農地中間管理機構（農地バンク）を通じて農地を貸し出し、農地の集積または集約に協力する地域（①～③）に対し、協力金を交付 ①農地バンクへ貸し付けた地域の農地面積のうち1割以上を新たに担い手（認定農業者等）へ集積すること ②農地バンクからの転借等により、地域の農地面積に占める同一耕作者の1ha以上の団地面積の割合が1割以上増加すること等 ③①の取り組みを行う地域において、農地バンクに農地を貸し付けを行うリタイアする農業者等	①地域集積協力金 地域内の農地面積に対する農地バンク活用率に応じて単価を設定 ＜一般地域（大字毛馬内、瀬田石、岡田、錦木、末広）＞ 20%超で1万円/10a～ ＜中山間地域（大字大湯、草木、花輪、尾去沢、八幡平）＞ 4%超で1万円/10a～ ※活用率が高いほど単価が上がります ②集約化奨励金 地域の団地面積の割合に応じて単価を設定 10%以上増加で1万円/10a～ ③経営転換協力金 1万円/10a（上限25万円/1戸）	個人・団体
アグリビジネス支援 事業費補助金	農業者等が加工品の製造や新サービスの提供、販路拡大のための営業活動等の6次産業化に向けた取り組みに係る、加工品試作費や販路拡大に要する経費の一部を助成	補助率：1/2（上限100万円）	認定農業者等
新経営開始資金	経営開始時に49歳以下の認定新規就農者に対し、経営開始資金を給付 ※前年の世帯所得が600万未満の方	月額12万5千円（年額150万円） 給付期間：経営開始から最長3年	個人
新経営発展支援事業 補助金	49歳以下で令和4年度に農業経営を開始する認定新規就農者に対し、機械（軽トラを除く）・施設、家畜導入、果樹の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的経費の一部を助成	補助率：3/4（上限750万円） ※本人負担分について融資を受けていること ※「経営開始資金」の交付対象者は、上限375万円	個人
スマート農業推進事 業費補助金	認定農業者および認定新規就農者に対し、農業の省力化・所得向上を図るためのスマート農業機器など（①～③）の導入に係る費用の一部を助成 ①AI灌水システム、環境測定装置 ②先進的技術を活用した機械（農業用アシストスーツ・電動バサミ） ③農業用ドローン ※①・②でリース・サブスクリプションの場合は導入に係る諸経費と初年度の料金が対象	補助率：1/2 以内（上限50万円） ※税抜き事業費で1台20万円（②のみ65歳以上は10万円）以上の対象機械などの導入に限る	認定農業者等

☎ 農業振興課 構造改革推進班 ☎ 30-0241

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
人工透析通院交通費 助成事業	じん臓機能障がいにより身体障害者手帳を持ち、人工透析治療のため通院している方に対し、通院距離（往復）に応じて交通費の一部を助成 ※生活保護受給者や福祉タクシー利用券の交付を受けている方は対象外	通院距離（往復）に応じた助成額 ・5*以上15*未満 月額1,500円 ・15*以上25*未満 月額2,000円 ・25*以上35*未満 月額3,000円 ・35*以上45*未満 月額4,000円 ・45*以上 月額5,000円	個人
自動車運転免許取得 費助成事業	身体障害者手帳（肢体不自由4級以上、聴覚障害）、療育手帳を持ち、就労等に併い自動車運転免許を取得する方に対し、自動車学校の教習費用の一部を助成	上限10万円	個人
自動車改造費助成事 業	身体障害者手帳3級以上（肢体不自由）を持ち、就労等に併い自動車を運転する方に対し、自ら所有し運転する自動車の駆動装置等の改造に要する費用の一部を助成 ※所得制限あり	上限10万円	個人
補装具費支給事業	身体障がい児・者が、身体の損なわれた機能を補うための補装具（義肢、装具や車いすなど）を購入または修理する費用を給付	補助率：所定の基準額の9/10 （軽減措置対象者は10/10）	個人
日常生活用具給付事 業	身体障がい児・者に対し、日常生活上の困難を改善し、自立支援を促進するための日常生活用具（ストマ用装具、電気式たん吸引器など）を給付	補助率：所定の基準額の9/10 （軽減措置対象者は10/10）	個人
難聴児補聴器購入費 助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成	助成率：所定の基準額の2/3	個人
自立支援医療 （更生医療）	18歳以上の身体障害者手帳を持つ方に対し、指定の医療機関で受けた対象となる医療（心臓や人工関節の手術、人工透析治療など）にかかる医療費の一部を助成	自己負担額1/10（原則）を差し引いた額 ※所得により月額負担上限額あり	個人
自立支援医療 （育成医療）	18歳未満の方に対し、指定の医療機関で受けた対象となる医療（手術等により将来確実な治療効果が期待されるもの）にかかる医療費の一部を助成		
自立支援医療 （精神通院）	精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療費の一部を助成		
障害者訪問入浴サー ビス事業	居宅において寝たきりで、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者に対し、訪問による入浴サービスにかかる費用の一部を助成 ※介護保険被保険者は介護保険でのサービスが優先	自己負担額1/10（原則）を差し引いた額	個人
障害者移動支援事業	外での移動に困難がある、障害者手帳を持つ方に対し、移動に係る費用の一部を助成	自己負担額1/10（原則）を差し引いた額	個人
障害者地域活動支援 センター事業	障がい児・者に対し、創作的活動または生産活動への参加にかかる費用の一部を助成	自己負担額1/10（原則）を差し引いた額	個人
特別児童扶養手当	身体または精神に中度以上の障がいがあり、日常生活において、常時特別介護を必要とする20歳未満の児童を養育監護している父母または養育者に対し、手当を給付 ※所得制限あり	1級（重度）月額52,500円 2級（中度）月額34,970円	個人
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の児童本人に対し、手当を給付	月額14,880円	個人
特別障害者手当	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者本人に対し、手当を給付	月額27,350円	個人
福祉タクシー利用券 交付事業	身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の手帳を持ち、在宅で生活している方に対し、タクシー利用券を交付 ※自動車税・軽自動車税の減免、人工透析通院交通費の助成を受けている方は対象外	500円のタクシー利用券を1月あたり2枚 じん臓機能障がい（1級）の方は1月あたり4枚	個人

☎ 福祉総務課 地域福祉班 ☎ 30-0238